

# 【訪問介護サービス：ケアセンター ARUKAS】

## サービスご利用料金およびご利用者様ご負担額（令和6年度改定）

身体介護			生活援助						
提供区分	利用料 (1回当り)	ご利用者様ご負担額 (負担割合による区分)			提供区分	利用料 (1回当り)	ご利用者様ご負担額 (負担割合による区分)		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
(身体01) 20分未満					(生活2) 20分以上45分未満				
昼間	1,630円	163円	326円	489円	昼間	1,790円	179円	358円	537円
早朝/夜間	2,040円	204円	408円	612円	早朝/夜間	2,240円	224円	448円	672円
深夜	2,450円	245円	490円	735円	深夜	2,690円	269円	538円	807円
(身体1) 20分以上30分未満					(生活3) 45分以上				
昼間	2,440円	244円	488円	732円	昼間	2,200円	220円	440円	660円
早朝/夜間	3,050円	305円	610円	915円	早朝/夜間	2,750円	275円	550円	825円
深夜	3,660円	366円	732円	1,098円	深夜	3,300円	330円	660円	990円
(身体2) 30分以上1時間未満					生活援助が中心 身体介護に続き				
昼間	3,870円	387円	774円	1,161円	提供区分	利用料 (1回当り)	ご利用者様ご負担額 (負担割合による区分)		
早朝/夜間	4,840円	484円	968円	1,452円	1割		2割	3割	
深夜	5,810円	581円	1,162円	1,743円	(身体1 生活1) 20分以上45分未満				
昼間	5,670円	567円	1,134円	1,701円	昼間	3,090円	309円	618円	927円
早朝/夜間	7,090円	709円	1,418円	2,127円	早朝/夜間	3,870円	387円	774円	1,161円
深夜	8,510円	851円	1,702円	2,553円	深夜	4,640円	464円	928円	1,392円
(身体3) 1時間以上1時間30分未満					(身体1 生活2) 45分以上70分未満				
昼間	6,490円	649円	1,298円	1,947円	昼間	3,740円	374円	748円	1,122円
早朝/夜間	8,120円	812円	1,624円	2,436円	早朝/夜間	4,680円	468円	936円	1,404円
深夜	9,740円	974円	1,948円	2,922円	深夜	5,610円	561円	1,122円	1,683円

介護予防相当訪問介護サービス				
週のサービス提供回数	利用料 (月額)	ご利用者様ご負担額 (負担割合による区分)		
		1割	2割	3割
1回程度	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
2回程度	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
2回超程度	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

時間帯区分

昼間 : 08:00～18:00

早朝/夜間 : 06:00～08:00/18:00～22:00

深夜 : 22:00～06:00

サービスの加(減)算料金						
加算項目	利用料	ご利用者様ご負担額 (負担割合による区分)			算定回数など	備考 (加算の名称等)
		1割	2割	3割		
緊急時訪問	1,000円	100円	200円	300円	要請1回につき	緊急時訪問介護加算
初回	2,000円	200円	400円	600円	サービス開始初回のみ	初回加算
特定事業所加算	10.0%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	所定単位数の10.0%	特定事業所加算Ⅱ
処遇改善加算	18.2%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	サービスご利用総額の18.2%	介護職員等処遇改善加算Ⅲ
同一建物減算	10.0%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	所定単位数の10.0%	同一建物減算Ⅰ

- ※ 表中ない時間帯又はさらにご利用時間を要する場合等につきましては、別途ご説明致します。
- ※ 表中の「利用者負担額」のご負担割合は、「介護保険負担割合証」によります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者様の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ ご利用者様の心身の状況等により1人の訪問介護員でのサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者様の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは上記金額の2倍になります。